

愛知県からのお知らせ

「愛知県中小企業者等応援金【酒類販売事業者枠】(9月分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県緊急事態措置」による営業時間短縮要請の影響に伴い、2021年9月の売上が減少した酒類販売事業者等に対して、応援金を交付しますので、お知らせします。

1 制度概要

酒類製造・販売業免許を有する中小企業者等のうち、2021年9月の売上が減少した事業者に対して、「愛知県中小企業者等応援金【酒類販売事業者枠】(9月分)」の応援金を交付します。

対象	酒類製造・販売業免許を有する中小法人・個人事業者等 (本店又は主たる事務所が県内にあること)		
要件	1 対象要件 酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引があること 2 売上要件 [国の月次支援金の拡大] <ul style="list-style-type: none">・2021年9月の売上が2019年又は2020年9月の売上と比較して30%以上50%未満減少していること又は・2021年8・9月の売上がり2019年又は2020年の同月の売上と比較して各月15%以上減少していること [国の月次支援金の上乗せ] <ul style="list-style-type: none">・2021年9月の売上がり2019年又は2020年9月の売上と比較して50%以上減少していること		
交付上限額	国の月次支援金の拡大	国の月次支援金の上乗せ※	
	2か月連続で 15%～ 減少	50%～70%減少	法人：20万円 個人：10万円
	法人：20万円 個人：10万円	70%～90%減少	法人：40万円 個人：20万円
	30%～50%減少	90%～減少	法人：60万円 個人：30万円

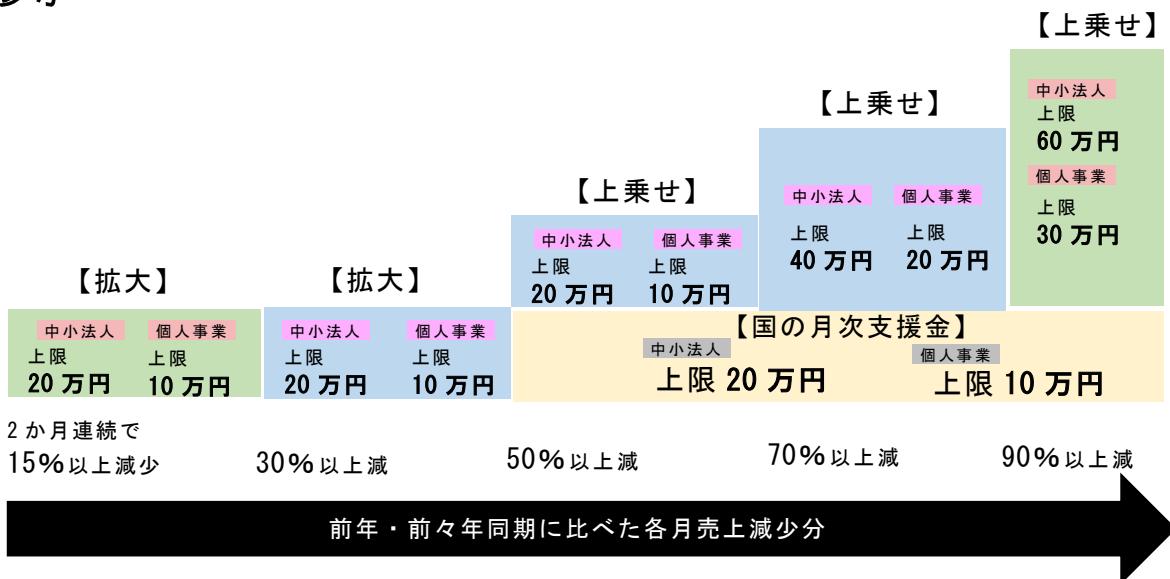
※ 「国の月次支援金の上乗せ」は、国の月次支援金の交付が要件であり、売上減少額から月次支援金の交付額を差し引いた額を交付する。

2 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/ouenkin.html>

3 参考



4 問合せ先

「愛知県中小企業者等応援金【酒類販売事業者枠】(9月分)」については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）